

仕様書

1 業務名

広島高速1号線浄化槽維持管理業務

2 業務場所

広島東料金事務所	広島市東区福田町
馬木料金所	広島市東区馬木町
馬木管理基地	広島市東区馬木町
温品パーキング	広島市東区温品町
温品料金所	広島市東区温品町

3 業務期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

4 業務目的

本業務は、広島高速道路公社（以下「公社」という。）が管理する広島高速1号線の浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査等の業務（以下「業務」という。）を行うことにより当該施設を正常な状態に維持し、適正な放流水の水質を確保することを目的とする。

5 業務内容

次の業務に関して、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「規則」という。）、浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）、労働安全衛生法、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令及び単独処理浄化槽維持管理ガイドライン（平成12年9月厚生省浄化槽対策室長通知第43号）、小型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン（平成5年3月厚生省浄化槽対策室長通知）、中・大型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン（平成12年9月厚生省浄化槽対策室長通知第43号）と各浄化槽メーカーの維持管理要領書に基づき実施すること。

(1) 保守点検

ア 規則第2条の保守点検の技術上の基準等に基づき、別紙1に記載の浄化槽について実施すること。

イ 保守点検回数については各浄化槽使用条件および規則第6条に規定される回数に基づき、別紙1によるが、必要に応じ規定及び記載の回数を超えて保守点検を実施する場合には、公社の承諾を受けること。

(2) 清掃及び汚泥等搬出

ア 規則第3条に規定される清掃の技術上の基準等に基づき、別紙1に記載の浄化槽について実施すること。

イ 清掃回数については法第10条に規定される回数に基づくが、必要に応じ規定の回数を超えて清掃を実施する場合には、公社の承諾を受けること。

ウ 作業に伴って発生する汚泥は「安芸衛生センター」へ搬入すること。

エ 汚泥等の搬出は安芸地区衛生施設管理組合の許可車両を使用し、前記施設へ搬入する際は、浄化槽清掃記録表を提示して係員の検査を受けて投入すること。

オ 作業に当たっては汚泥の飛散・悪臭・騒音等が極力発生しないように配慮し、作業後の片付け及び清掃は十分に行うこと。

(3) 法定検査

法第11条に基づき、別紙1に記載の浄化槽について実施すること。

6 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 業務を行う者は、法令により定められた業務を行う資格を有する者とする。
- (2) 業務実施にあたって、道路使用に関する申請等、関係官公庁その他の関係機関への手続きが必要な場合は、あらかじめ公社と協議の上、受注者において遅滞なく処理するものとする。
- (3) 業務の履行に際しては予め公社と事前に協議して、業務の日時、作業方法等の詳細について定めるものとする。
- (4) 業務実施にあたっては、危険防止に必要な措置を講じた後、通行、走行、進行車両に留意し、作業の安全に十分注意を払うものとする。また、交通規制を要する作業が発生する場合は、事前に公社と協議するものとする。
- (5) 業務実施にあたっては、高速道路の運営に支障をきたす事態等により現場作業の「変更、延期及び時間制限等」を行うことがあるものとする。

7 報告事項等

次に掲げるものを提出し、公社の承認を得なければならない。また、変更等が生じた場合、速やかに変更届けを提出するものとする。

また、各書類の提出の際は、鑑として「業務打合簿」(別紙2)を添付すること。

- (1) 広島高速道路公社委託契約約款(役務の提供)長期継続契約用(以下「約款」という)第3条に定める業務工程表等の構成は次のとおりとし、提出部数は2部とする。

ア 業務計画書

(ア) 業務概要

(イ) 業務要綱(業務内容、実施方法、使用する薬剤の仕様)

(ウ) 業務責任者及び保守点検作業者の氏名

(エ) 業務組織表

(オ) 緊急時の連絡体制

(カ) 年間工程表

(キ) 保守点検作業者の浄化槽管理士免状の写し

- (2) 業務を行う前月の末日までに月間工程表(別紙3)を2部提出すること。

- (3) 約款第11条に定める履行報告は月間報告書とし、該当するものを、翌月の10日(ただし3月分については、3月16日)までに提出することとし、提出部数は各2部とする。また提出期限が祝・休日の場合、その前の平日までとする。

ア 作業状況報告書及び特記事項一覧(別紙4)

(ア) 特記事項には、点検及び清掃時に関する報告事項を明記すること。

イ 規則第5条第2項による保守点検記録表

(ア) 備考欄に補充した消毒剤の数量を記載すること。

ウ 清掃記録表及び廃棄物搬入受付票

エ 法定検査結果書

オ 業務写真帳

(ア) A4版(市販差込み式)又は同様の構成となる様式とし、写真の大きさはサービス版とする。

(イ) 内容は、業務の履行が確認できるものとする(例:作業前・中・後)。

(ウ) 清掃時、清掃作業車両の現地配置状況が確認できるものとする。

(エ) 清掃時、清掃作業車の車両ナンバー及び会社の登録番号が確認できるものとする。

(オ) 清掃時、印(指さし、テープ等)により汲み取り前後の汚泥量を明確に確認できるものとする。

カ 故障・事故・補修作業等報告書(その都度)

キ その他公社が指示したもの

8 特記事項

- (1) 点検実施時において、受注者が浄化槽設備等に故障若しくは異常を発見した場合は、速やかに必要な応急処置と共に公社に報告し、公社の指示を受けなければならない。
- (2) 点検実施時以外においても、公社から浄化槽設備等に故障若しくは異常の連絡があった場合は、公社の指示に従い、受注者は速やかに設備等の障害発生に伴う原因究明とその機能維持のための応急処置を行わなければならない。
- (3) 上記(1)及び(2)に定める緊急処置に要する経費は受注者負担とする。また、必要な修理見積書を速やかに提出すること。
- (4) 上記(2)に定める応急処置対応が可能となるよう、業務期間開始までに必要な準備を完了しておくこと。
- (5) 潤滑油等の油脂類，Vベルト，消毒薬等の消耗品に要する経費は受注者負担とする。
- (6) 広島市浄化槽保守点検業者登録証，浄化槽清掃業許可証及び一般廃棄物収集運搬業許可証（以下，証書という）の有効期間満了日が業務期間中に含まれる場合は，遅滞なく関係機関へ更新の手続きを行うこと。また，更新が完了した証書の写しを速やかに公社へ提出すること。

9 その他

この仕様書に疑義があるとき，又は定めのない事項については，公社・受注者協議して定めるものとする。

以上。

1. 業務場所及び浄化槽仕様

業 務 場 所		浄 化 槽 仕 様				
住 所	区分	処理方式	処理対象人員	放流BOD (mg/l)	計画汚水量 (m ³ /日)	ポンプの有無
広島東料金事務所 広島市東区福田町高山 4375	合併	接触ばっ気方式 (沈殿分離タイプ)	30	20	6.0	無
馬木料金所 広島市東区馬木町 2292-1	合併	流量調整嫌気濾床 生物濾過方式	7	15	1.4	原水・放流有
馬木管理基地 広島市東区馬木町字洗川 2292	単独	分離接触ばっ気方式	50	90	—	無
温品パーキング 広島市東区温品町	合併	接触ばっ気方式 (沈殿分離タイプ)	136	60	18.36	無
温品料金所 広島市東区温品町法道寺 484-5	単独	分離接触ばっ気方式	7	90	—	無

2. 作業内容等について

作 業 名	内 容 等
保 守 点 検	<p>各業務場所における点検回数は以下のとおりとする。</p> <p>広島東料金事務所 : 3月毎1回</p> <p>馬木料金所 : 4月毎1回</p> <p>馬木管理基地 : 3月毎1回</p> <p>温品パーキング : 3月毎1回</p> <p>温品料金所 : 4月毎1回</p>
清掃及び汚泥等搬出	<p>各業務場所における1回当たりの汚泥等搬出量は以下のとおりとし、量の増加に対する変更契約は原則行わないものとする。</p> <p>広島東料金事務所 : 10.5 m³</p> <p>馬木料金所 : 3.0 m³</p> <p>馬木管理基地 : 7.0 m³</p> <p>温品パーキング : 42.0 m³</p> <p>温品料金所 : 1.5 m³</p>

4月度 計画工程

件名：広島高速1号線浄化槽維持管理業務
 期間：令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

受注者：

業務計画	年月	令和4年4月																														時刻 ○時～○時	
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
広島東料金事務所	保守点検																																
	清掃																																
	法定検査																																
馬木料金所	保守点検																																
	清掃																																
	法定検査																																
馬木管理基地	保守点検																																
	清掃																																
	法定検査																																
温品パーキング	保守点検																																
	清掃																																
	法定検査																																
温品料金所	保守点検																																
	清掃																																
	法定検査																																

広島高速1号線浄化槽維持管理業務 作業状況報告書(令和〇年度)

業務場所	業務項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
広島東料金事務所	保守点検													4
	清掃													1
	法定検査													1
馬木料金所	保守点検													3
	清掃													1
	法定検査													1
馬木管理基地	保守点検													4
	清掃													1
	法定検査													1
温品パーキング	保守点検													4
	清掃													1
	法定検査													1
温品料金所	保守点検													3
	清掃													1
	法定検査													1

特記事項一覧（令和〇年度）

点検・清掃場所	実施月	特記事項
広島東料金事務所	月	
	月	
	月	
	月	
馬木料金所	月	
	月	
	月	
	月	
馬木管理基地	月	
	月	
	月	
	月	
温品パーキング	月	
	月	
	月	
	月	
温品料金所	月	
	月	
	月	
	月	